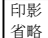


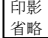
監 査 報 告 書

平成 30 年 6 月 1 日

公益財団法人兵庫県青少年本部
理事長 梅谷 順子 様

公益財団法人兵庫県青少年本部

監 事 藤原 一幸 

監 事 渡邊 康夫 

私どもは、公益財団法人兵庫県青少年本部 定款 第 11 条の規定に基づき、平成 29 年度（自平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）における会計及び業務の監査を実施し、その結果を次のとおり報告いたします。

1, 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を実施し財務諸表等並びに収支計算書の正確性を検討いたしました。
- (2) 業務監査については、理事会等の会議に出席し、業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧その他必要と認められる監査手続を実施して、業務執行の妥当性を検討いたしました。

2, 監査意見

- (1) 財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、平成 29 年度末日現在の財政状態並びに同年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、平成 29 年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書の内容は、真実であると認めます。
- (4) 理事の職務執行に関して、監査の過程において不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実は認められません。

以 上

